

神戸市不妊治療ペア検査助成事業 Q&A

令和6年12月1日時点

【助成要件・助成内容等について】

Q1 検査開始日時点では、妻の年齢は42歳でしたが、何回か検査を受診している間に、43歳に到達しました。その後の検査は対象となりますか。

A1 検査開始日時点で43歳未満であれば、助成の対象となります。

Q2 検査開始日とはいつのことですか。

A2 検査を複数回にわたり受診した場合は、そのうち最も早い日をいいます。

Q3 夫婦が別々の日に検査を受けましたが、検査開始日はいつになりますか。

A3 夫婦それぞれが初めて検査を受けた日のうち、いずれか早い日が検査開始日となります。

Q4 検査が1日で終了せず、複数回にわたり実施しました。助成の対象となりますか。

A4 対象となります。助成回数は1組の夫婦につき1回限りですので、検査が複数回にわたる場合はまとめて申請してください。Q19もご参照ください。

Q5 一緒に検査を受けましたが、夫（妻）の検査はすべて保険適用でした。助成の対象となりますか。

A5 夫婦が検査を受けていれば、対象となります。助成額の対象となるのは保険適用外の検査にかかった費用です。ただし、保険適用分の領収書についても、添付をお願いします。

Q6 夫婦そろって検査しないと対象にならないのですか？

A6 やむを得ず夫婦別で受診する場合は、妻と夫の初回受診の間隔が3カ月以内の場合は対象となります。

Q7 検査終了日とはいつのことですか。

A7 医師が検査終了と判断した日です。

Q8 助成の対象となる検査の指定はありますか。

A8 検査の指定はありません。医師が必要と認める不妊症かどうかを調べるために検査であれば助成の対象となります。

ただし、不妊治療または不育症治療の効果を確認するための検査など、治療の一環としておこなわれる検査は助成対象外です。

Q9 過去にも不妊検査を受診したことがありますか、今回、再度不妊検査を受診しました。申請できますか。

A9 神戸市から助成金を受給していない場合は、申請可能です。

Q10 子宮頸がん検診を自治体の制度を利用して受診しましたが、助成の対象になりますか。

A10 自治体からの助成を受けて実施した子宮頸がん検診等の検査は、助成対象外です。

Q11 検査の結果、医師から薬剤を院外処方されましたか、助成の対象になりますか。

A11 検査の結果を受け実施した治療や薬剤の院外処方は、助成対象外です。

Q12 受診等証明書（第2号様式）の発行にかかった費用は助成の対象となりますか。

A12 助成の対象となりません。

Q13 申請書類で必要な書類の発行手数料は、助成の対象となりますか。

A13 助成対象者の要件を証明する住民票、所得・税額証明書などの費用は助成対象外です。

神戸市に住民票がある場合、住基情報と税情報について確認することに同意する場合、提出は不要です。

【申請書（第1号様式）の記載方法について】

Q14 申請日はいつになりますか。

A14 窓口での申請の場合は、受理日が申請日になります。

郵送での申請の場合は、原則、消印日を申請日として取り扱います。

（申請書の申請日欄には記入した日を記載していただいて結構です。）

Q15 振込口座は、どの口座でも良いですか。

A15 振込口座は、夫婦の内、神戸市内居住の申請者名義の口座に限ります。

【提出書類について】

Q16 夫婦ともに外国籍のため、戸籍謄本を提出できませんが、何を提出すればよいですか。

A16 婚姻関係が確認できる書類（婚姻届受理証明書や、自国で発行された婚姻証明書のコピー（翻訳添付））を提出してください。

【申請方法について】

Q17 申請先はどこですか？

A17 各区役所・支所保健福祉課または、神戸市役所こども家庭局家庭支援課に提出してください。

神戸市役所こども家庭局家庭支援課については郵送申請のみ受付となります。

Q18 申請書に不備があった場合、どうなりますか。

A18 申請書類の不備等があった場合や、記載内容に疑義がある場合は電話等でご連絡します。

Q19 いつまでに申請する必要がありますか。

A19 「検査を実施した日の同一年度内（3月31日まで）」または「検査を実施（終了）した日から3か月以内」のいずれか遅い日までに申請してください。申請期限を過ぎたものは受け付けできません。

Q20 助成金の申請は、何回行えますか。

A20 助成金の申請は、夫婦で1回限りです。複数回にわたり検査を行った場合は、最後の検査が終了した後、まとめて申請してください。なお、申請後に再度検査した場合、申請済額が助成上限額に達していない場合でも、再度の助成金の申請は受け付けませんのでご注意ください。

Q21 複数回の検査の途中で、自己負担額が助成額を超過しました。この時点で申請ができますか。

A21 検査の途中においても助成金の申請は可能です。医療機関に受診等証明書（第2号様式）の発行を依頼してください。

Q22 助成金はどのくらいで振り込まれますか。

A22 書類の不備等がなければ、1か月程度で指定口座に振込を行います。なお、振込前に承認決定通知書を送付します。

【医療機関について】

Q23 日本国内の医療機関について指定はありますか。

A23 ありません。助成金の申請に必要な「受診等証明書」の発行が可能かどうか予め医療機関にお問い合わせください。

Q24 市外の医療機関で検査を受けても対象になりますか。

A24 受診等証明書（第2号様式）の発行が可能な医療機関であれば対象となります。

Q25 夫婦で別々の医療機関を受診しました。両方とも対象になりますか。

A25 対象となります。ただし、両方の医療機関から受診等証明書（第2号様式）の発行を受ける必要があります。

Q26 検査の結果、より高度な検査を行うため転院しましたが、助成の対象となりますか。

A26 対象となります。ただし、医療機関ごとに受診等証明書（第2号様式）の発行を受ける必要があります。